

平成 2 2 年 度

土地・水資源局関係予算決定概要

平成 2 1 年 1 2 月 2 5 日

国土交通省土地・水資源局

# 1. 土地・水資源局関係予算総括表

## (1) 国 費

(単位:百万円)

事 項	前 年 度 額 予 算 (A)	22 年 度 概 算 決 定 額 (B)	対前年度 倍 率 (B/A)	備 考
<b>1. 土地の有効利用に向けた土地政策の推進</b>	<b>22,134</b>	<b>18,697</b>	<b>0.84</b>	※左記のほか、住宅市街地基盤整備事業 9,458百万円(前年度 49,206百万円)がある。
(1) 国土調査の推進	15,943	13,341	0.84	
(2) 不動産市場の環境整備等の推進 うち、地価公示経費を除く	5,958 (1,848)	5,140 (1,293)	0.86 (0.70)	
(3) 円滑・迅速かつ適正な用地取得の推進	33	23	0.70	
(4) その他	201	194	0.97	
<b>2. 安全・安心な水資源確保を図る水資源政策の展開</b>	<b>44,423</b>	<b>35,345</b>	<b>0.80</b>	
(1) 健全な水循環系の構築	169	140	0.83	
(2) 水源地域の活性化	50	50	1.00	
(3) 世界的な水資源問題	43	43	1.00	
(4) 安定的な水利用の確保のための合意形成と計画的な実施	44,130	35,082	0.80	
(5) その他	32	30	0.94	
<b>合 計</b>	<b>66,557</b>	<b>54,042</b>	<b>0.81</b>	

(2) 財政投融资等

(単位：百万円)

区 分	財 政 投 融 資			自 己 資 金 等			合 計			備 考
	前 年 度 予 算 額 (A)	22 年 度 概算決定額 (B)	対前年度 倍 率 (B/A)	前 年 度 予 算 額 (A)	22 年 度 概算決定額 (B)	対前年度 倍 率 (B/A)	前 年 度 予 算 額 (A)	22 年 度 概算決定額 (B)	対前年度 倍 率 (B/A)	
独 立 行 政 法 人 水 資 源 機 構	12,700	10,500	0.83	214,522	197,257	0.92	227,222	207,757	0.91	

## 2. 新規制度等

事 項	備考
<p>&lt;行政経費&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都市部官民境界基本調査の創設           <p>進捗が遅れている都市部の地籍整備の促進を図るため、地方公共団体が行う地籍調査に先行して官有地と民有地の境界情報を整備するための基礎的な調査を創設する。</p> </li> <li>○ 都市再生街づくり支援調査の創設           <p>地籍調査以外の測量成果を活用し、都市部において遅れている地籍整備の推進による街づくりを支援するため、地方公共団体や民間事業者等が行う境界情報整備にかかる経費に対する新たな補助制度を創設する。</p> </li> <li>○ 山村境界基本調査の創設           <p>山村部において、土地の境界に詳しい者が存在するうちに境界情報を保全し、後続の地籍調査に有効に活用するため、土地の境界に詳しい者の踏査により境界情報を保全するとともに、その境界情報の管理や測量を容易にする補助基準点を設置する調査を創設する。</p> </li> <li>○ 土地の安全性に関する調査の創設           <p>土地の安全性に関連して、土地本来の自然条件等の情報を容易に把握・活用できるようにするため、人口集中地区（DID）等において、過去からの土地の状況の変遷に関する情報の整備を行い、各機関が保有する災害履歴情報を幅広く集約し提供する調査を創設する。</p> </li> <li>○ 水供給システムの安全・安心確保           <p>利水ダム、取水堰、基幹的水路施設などからなる水供給システムが抱える施設老朽化や地震などによる災害リスクを明らかにするとともに、国及び地方公共団体、施設管理者、国民がリスク情報を共有し、各々が講ずるべきハード・ソフト両面にわたる水供給の危機管理対策を促進する。</p> </li> <li>○ 気候変動に対応した水量・水質一体管理のあり方に関する検討           <p>気候変動による渇水リスクの増大とこれに伴う水質悪化等に対処するため、気候変動がもたらす水量・水質への影響をより定量的に把握し、水資源分野における気候変動への適応策について検討することにより、水量・水質の施策を総合的に実施する一体的管理のあり方をとりまとめる。</p> </li> </ul>	

# 都市部官民境界基本調査の創設

概算決定額 700百万円

## 1. 施策の目的

都市部において、官民境界情報の整備促進のための基礎的な調査を国が地籍調査に先行して実施することにより、他の地区と比べて進捗が遅れている都市部の地籍整備の促進を図ることを目的とする。

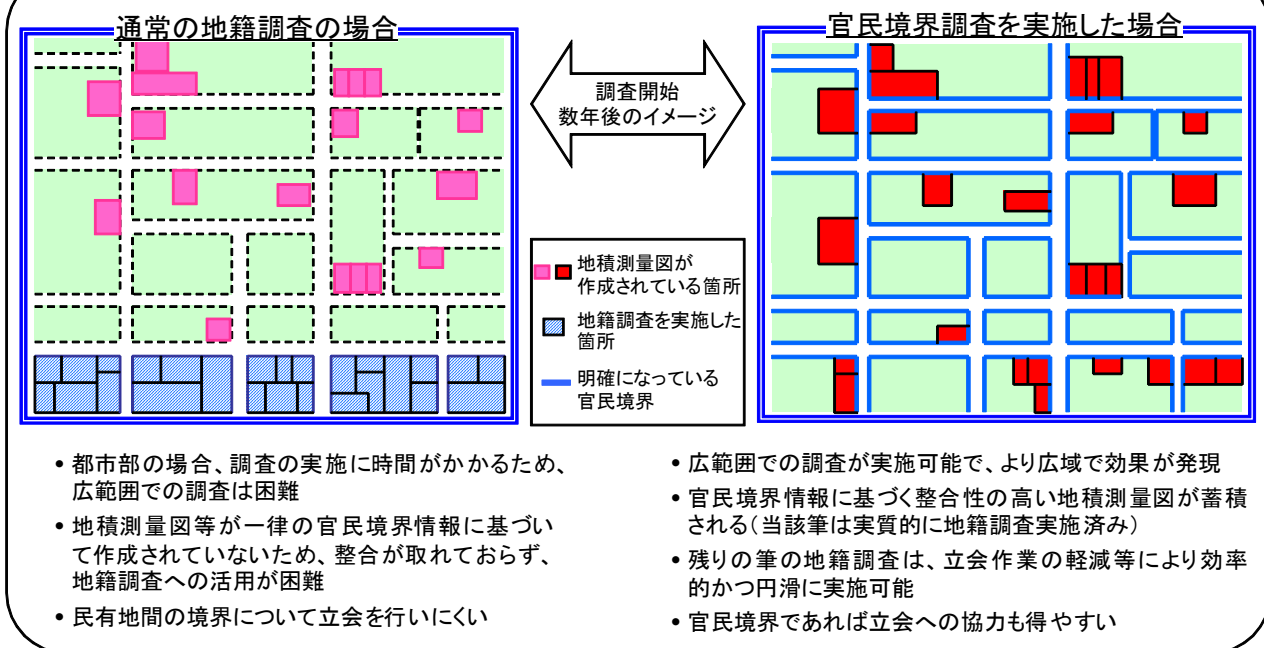
## 2. 施策の概要

都市中心部で、民間開発等が行われ地積測量図等の民間測量成果が多く作成されている地域、若しくは今後民間開発等が活発に行われる可能性がある地域を対象として、官有地と民有地の境界情報に関する調査・測量を実施する。

### 都市部における地籍調査の現状

- 進捗状況は極めて低位(都市部(DID)の進捗率は20%:H20年度末)
- 筆数が多い、権利意識が強い、権利関係が複雑等の理由から、他の地域に比べ調査の実施が困難
- 特に民有地間の境界について、立会い等の調査への協力が得にくい

### 地籍調査に先行して官民境界の情報を整備



### 官民の境界情報を先行整備するメリット

- 官民の境界情報が早期に広範囲で明らかになることで、境界トラブルの軽減等が図られる
- 官民の境界情報に整合して作成される地積測量図等を活用することで、地籍調査を効率的かつ円滑に実施することが可能
- 街区単位での開発も多い都市部では、街区外周の情報のみでも民間開発等に有効
- 公共物等の管理の効率化や、公共用地取得の円滑化に資する
- 都市部における地籍調査の着手推進に向けた取組みが促進

# 都市再生街づくり支援調査の創設

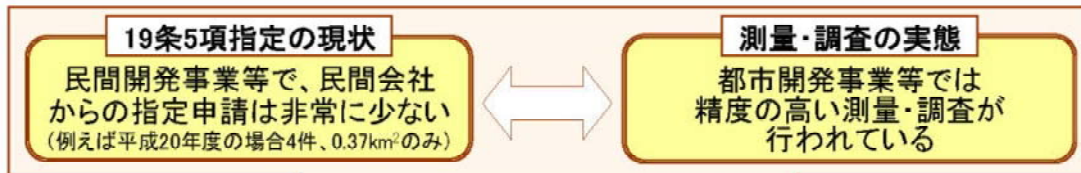
概算決定額 400百万円

## 1. 施策の目的

都市部における地籍整備の推進による街づくりへの支援を行うため、土地境界情報の調査・測量等を行い、地籍情報として整備しようとする地方公共団体、民間事業者等に対し、国が必要な助成を行う制度を確立し、もって都市の再生に寄与することを目的とする。

## 2. 施策の概要

地籍調査以外の測量成果を地籍整備に有効に活用するため、地方公共団体や民間事業者等が行う境界情報整備にかかる経費に対して補助を行う。

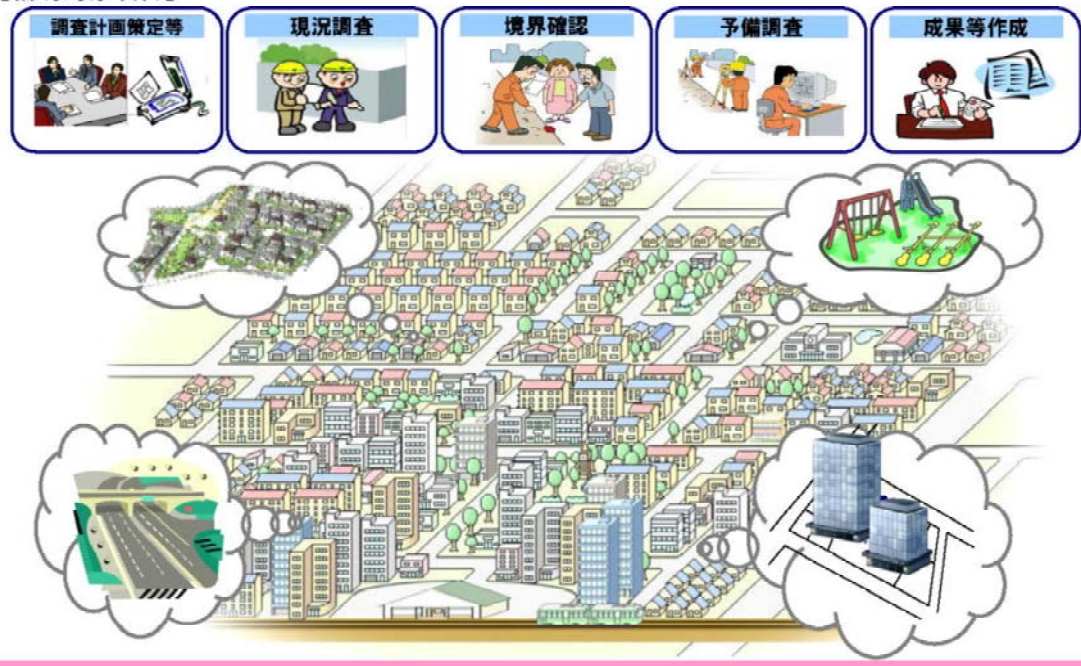


19条5項指定に要する費用負担等を軽減する支援措置の創設による申請のインセンティブの付与が必要

## 都市再生街づくり支援調査の創設

事業主体(補助率):地方公共団体(1/2)、民間事業者等(1/3)

【補助対象項目】



国土調査法19条5項指定へ

## 山村境界基本調査の創設

概算決定額 100百万円

### 1. 施策の目的

山村部では、地籍調査未実施の山林を膨大に抱える一方、地権者の高齢化や村離れ、森林の荒廃等の進行により、土地の境界に関する基礎的な情報すら把握することが困難となってきた。このため、山村部における境界情報を保全するための基礎的な調査を実施し、山村部における地籍整備を促進する。

### 2. 施策の概要

高齢化の進行等により境界に関する情報が早期に失われる可能性が高い山村部において、土地の境界に詳しい者の踏査により山林の境界情報を収集・保全するとともに、境界情報の管理や測量を容易にするための補助基準点を設置する。

#### 山村境界基本調査(H22～)

##### ●土地の境界に詳しい者の踏査による山林の境界情報の保全

- ・山林境界保全図及び保全簿の作成による境界情報の保全
- ・地籍調査未実施の山林面積が膨大にあることから、簡易な手法により広範囲の境界情報を保全



##### ●境界情報の管理や測量を容易にする補助基準点の設置

補助基準点の成果を活用することにより

- ・後続の地籍調査において、簡易な機器による境界測量が可能になる
- ・地域活性化につながるまちづくり計画策定、森林施業に伴う測量に有効



#### 事業効果

- 現地において境界の確認ができなくなることを防止
- 後続の地籍調査事業の円滑な実施
- 森林施業者等による適切な森林管理の促進



# 土地の安全性に関する調査の創設

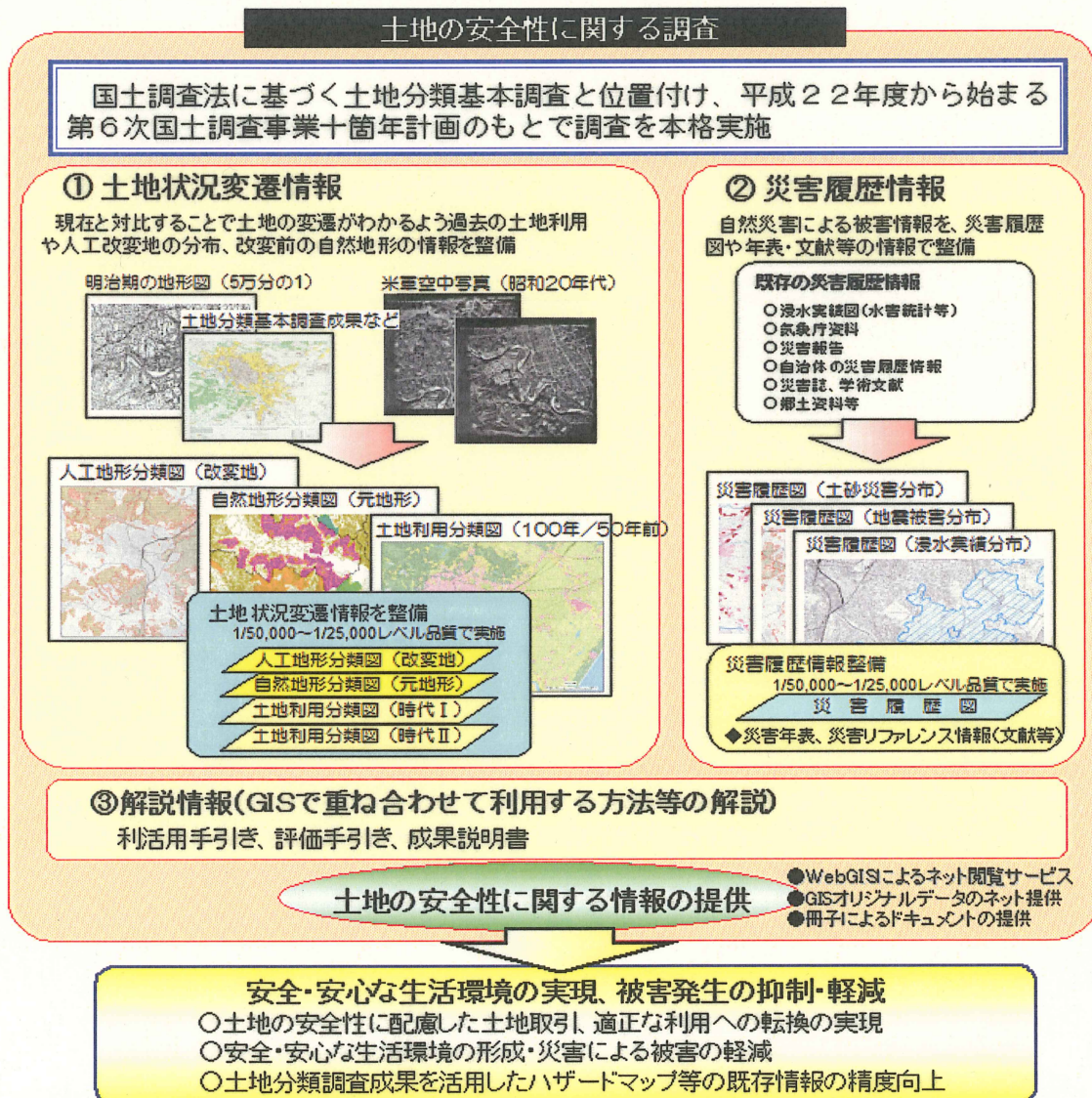
概算決定額 111百万円

## 1. 施策の目的

土地の安全性に関連して、土地本来の自然条件等の情報を誰もが容易に把握・活用できるように、過去からの土地の状況の変遷に関する情報を整備するとともに、各行政機関が保有する災害履歴情報等を幅広く集約し、総合的な情報として提供する調査を実施することにより、被災しにくい土地利用への転換を促すなど、安全・安心な生活環境の実現を図る。

## 2. 施策の概要

土地取引が頻繁に行われ、かつ、災害が発生した場合に被害が甚大となる可能性が高い人口集中地区（D I D）等において、土地状況変遷情報の整備、災害履歴情報の整備等を実施する。





# 水供給システムの安全・安心確保

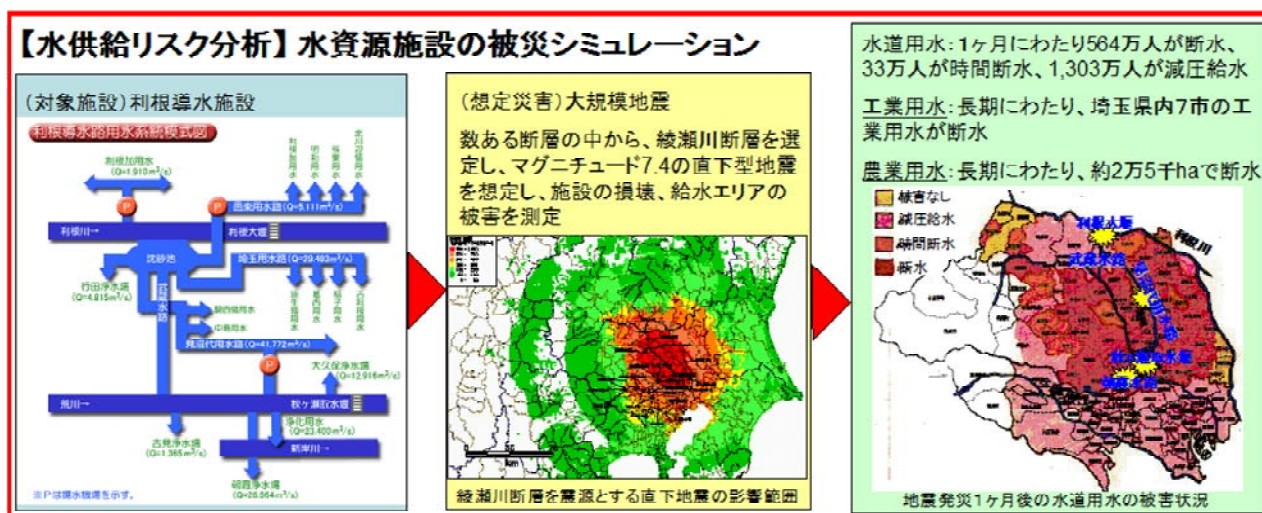
概算決定額 14百万円

## 1. 施策の目的

利水ダム、取水堰、基幹的水路施設などからなる水供給システムは、水道用水、工業用水及び農業用水を大規模に供給する重要な役割を担っているが、近年個々の施設の老朽化、耐震性の不備、災害リスクの増大などにより、システムとしての脆弱性が顕在化しつつある。このため、地域全体における水供給システムの危機管理体制の整備を図り、国民生活の安全・安心を確保する。

## 2. 施策の概要

各地域において、水供給システムが抱えるリスクを明らかにするとともに、国及び地方公共団体、施設管理者、国民がリスク情報を共有し、各々が講ずるべきソフト・ハード両面にわたる水供給の危機管理対策を促進する。



### リスク情報をベースに

<p><b>国民・個人レベルによる対策の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○水危機に備えた必要物資の備蓄</li> <li>○水危機における行動の把握(給水場所、給水ルール等)</li> <li>○水危機に備えた普段の水のあり方を検討</li> </ul> <p>防災訓練</p>	<p><b>施設管理者・地方公共団体等:</b></p> <p><b>ソフト対策の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○資機材(管材、予備ゲート、オイルフェンス等)の備蓄</li> <li>○行動計画(マニュアル)の整備</li> </ul> <p>非常用飲料水容器</p>	<p><b>施設管理者・地方公共団体等:ハード対策の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○施設の耐震化・予防保全対策</li> <li>○バックアップ施設(連絡管、調整池等)の整備</li> <li>○給水施設の整備</li> <li>○給水車、給水装置、移動式海水淡水化施設の準備</li> </ul> <p>調整池</p> <p>移動式海水淡水化施設</p>
---	---	---

# 気候変動に対応した水量・水質一体管理のあり方に関する検討

概算決定額 11百万円

## 1. 施策の目的

顕在化している水資源の課題への対応及び気候変動へ適応策として、水資源を総合的にマネジメントする総合水資源管理を推進することが有効である。

中でも、近年、少雨化や降水量の変動の増大により水供給の安定性が低下、また、湖沼の水質は改善の余地が残されており、河川の水質も渇水年には低下がみられる。一方、国民の安全で良質な水を求める声はますます高まっている。さらに、気候変動による渇水リスクの増大とこれに伴う水質悪化等が懸念されている。

これらに対処するため、気候変動がもたらす水量・水質への影響をより定量的に把握する。これを基に相互に関連する水量と水質の施策を総合的に実施する上で、例えば、表流水やその他水源の適正なバランスによる効率的な水利用の方法や取水・排水系統の再編等の水資源分野における気候変動への適応策について検討することにより、水量・水質の一体的管理のあり方を取りまとめ、安全で良質な水の安定供給に資する。

## 2. 施策の概要

気候変動に関する最新の知見及び既往の水量・水質のデータ等を整理分析すること等により、現状の水量・水質及び、気候変動がもたらす水量・水質への影響をより定量的に把握する。これを基に、必要な箇所に必要な水量・水質を確保できるように、水量・水質の一体的管理のあり方をまとめる。

総合水資源管理の考え方

